

# 建設事業の評価について

(意見具申)

平成16年2月26日

大阪府建設事業評価委員会

## 1 はじめに

今回、本年度既に意見具申を行った 52 事業に続き、「交流型集落道堺南部地区」(事前評価)、「安威川ダム建設事業」(再々評価)、「府営藤井寺道明寺住宅建替事業」(事後評価)及び報告案件についての意見具申を行うものである。

このうち、安威川ダム建設事業については、本委員に加え専門委員も参画した検討部会を別途設置し、集中的に審議を行った。

なお、審議にあたっては、委員会審議を全て公開するとともに、府民意見や意見陳述の公募を行うなど、透明性の高い委員会運営に努めた。

## 2 審議対象の基準

審議対象の基準は、別紙 1 [P7]のとおりである。

## 3 審議結果

### (1) 事前評価対象事業 (別表 1 参照[P8-P9])

#### 【交流型集落道堺南部地区】

本事業については、昨年度「条件を付して事業実施手続きに入ることを認める」との意見具申を行い、所定の成果がまとまった段階で本委員会で改めて検討することを求めたものである。

昨年度の条件とは、

#### (ア) 農業振興・地域振興の実現に向けた取り組み

堺酪農団地の活性化について、府・市・堺酪農組合の三者が協同して、その実現に努めるとともに、「ハーベストの丘」について、今後とも地域振興の核施設として持続・発展していくかどうか、その推移を検証していくことが必要である。また、関係市とも連携して拠点施設の広域交流のネットワーク化を推進すること。

#### (イ) 自然環境への配慮

本事業区域は、里地・里山といった二次的自然が多く残っているところであり、環境への負荷を最小限に止めることが可能かどうか、今後とも、モニタリング調査等を継続して行っていくとともに、調査結果を踏まえ、必要であれば構造、工法、線形を変更するなど、適切な事業管理に努めること。

また、事業実施中はもちろん、完成後の管理段階においても、地元等関係者が、自然環境への配慮について十分協議・意見交換しながら連携・協働していくことが可能となるような仕組みづくりを進めることである。

今回、昨年度の意見具申で付した条件についてその後の取組み状況等の報告があり、本委員会として審議した結果、以下の理由により「事業実施は妥当」と判断する。

- ・ 本事業は、生活基盤の整備が立ち遅れている堺南部丘陵地域の利便性・安全性向上、都市農村交流の促進、堺南部丘陵地域における農業施設相互間の連携など農業振興地域の活性化を図るという基本的な目的・効果に加えて、本事業に関連する個々の施設の活性化や渋滞緩和など副次的・派生的な目的・効果が含まれている。本委員会としては、これらを総合的に判断して本事業の必要性を確認した。
- ・ 本事業区域でこれまでに実施された環境調査等をもとに、環境アセスメントに準じ、本集落道の建設が地域の生態系に及ぼす影響を評価・予測し、適切な保全措置と必要な事後調査を行い、環境への影響を最小限に低減させる取組みを進めているとの説明を受けた。また、本地域における里山保全のあり方や本事業の自然環境への配慮について、昨年度の本委員会の意見具申に基づき、地域住民、農畜産業者、環境団体等地元関係者で構成するワークショップを立ち上げ協議を行ってきており、引き続き、地域振興と自然環境が共存する取組みを進めていく予定であることを確認した。

なお、自然環境への配慮に関し、モニタリングの調査結果に基づくワークショップの取組みと府の具体策を、今後とも本委員会に報告されたい。また、本事業の周辺区域は府域でも有数の都市近郊型農業地域であり、安全・安心な農産物の提供や農業・農空間の持つ多面的な機能を活かした交流型農業など地域の特色ある農業振興がどのように発展しているのかについても事後的に検証し、本委員会にあわせて報告されたい。

さらに、堺酪農団地において発生した環境問題については、その生産活動が地域の自然環境や生活環境に大きく関わっていることから、府としては、「堺酪農団地活性化推進協議会」などを通じて地元市とも連携に努め、今後とも適切にその調整に取り組むべきであろう。

## (2) 再々評価対象事業（別添 1 参照[P13-P23]）

### 【安威川ダム建設事業】

本委員会として、安威川ダム部会の報告を踏まえて検討した結果、同部会報告（[P13-P23] 参照）の趣旨を基本的に確認した。

その上で本委員会としては、「条件を付して事業継続」が妥当であると判断する。

### （条件）

利水機能の精査などの部会報告が掲げる基本的な課題が残されていることから、府において課題の再精査を行い、その結果報告を受けた上で、改めて本委員会として審議を行うこととする。したがって、本委員会としての結論が出るまではダム本体工事に着手せず、府としては調査・検討を継続すること。

なお、用地買収、代替宅地の整備や付替道路などの生活再建事業を進めていくことは認める。

## (3) 事後評価対象事業（別表 2 参照[P10-P11]）

事後評価は事業自体の適否を事後的に評価するものではなく、評価を類似の新たな事業に活かしていくことが主目的であり、この観点からの評価を主眼においた。

### 【府営藤井寺道明寺住宅建替事業】

本事業に関しては、アウトプット指標（ハード面）について計画どおりの整備がなされ、防災性や居住水準の向上、バリアフリー化をはじめとする高齢化対策など概ね所期の目的は達成されているとともに、空家率が国の基準値である 5% に対し 0.41% と利用度が高く、公営住宅としての事業効果を概ね発揮していることを確認した。

しかしながら事後評価に際しては、アウトプット指標の点検に止まらず、事業のアウトカム（ソフト面）についての検証も行うべきである。例えば、府営住宅入居者の満足度はどうなのか、併設した諸施設（集会所や児童遊園）が地域コミュニティの育成に十分寄与しているのか、などを総合的に検証すべきである。そのためには、居住者へのアンケートや空家率・募集倍率の推移、事前・事後における費用便益比などを調査検証していくことも必要である。

また、計画時の建設コストや維持管理コストについても社会経済情勢を踏まえた事後的な検証を行っていくことが必要である。

さらに、個別案件の審議を通じて、事後評価システムのあり方について以下の意見が出された。事後評価については、今後、事例を積み重ねていく中で、本委員会の意見も踏まえながら、制度充実に向けた取組を進められるよう要望する。

- ・ 成果指標については、事後評価であることに着目し、費用便益などの国の策定する指標だけでなく、利用者の満足度や実際の時間短縮効果など個々の事業ごとの特性に応じた実績データを活用していく必要があるのではないか。
- ・ 事後評価は、今後の新たな企画・立案に活かせるよう、知恵やノウハウを蓄積していくことが主目的であり、個々の事業の成果だけでなく、問題点や反省点をできるだけ詳細に検証・分析し、評価調書の中に盛り込んでいくことが重要ではないか。
- ・ 事後評価は、比較データの蓄積など事業実施者自らが行っていくことに加えて、実際に現地の視察や利用者へのヒアリング・アンケートを行うことにより、より客観的な視点から評価・検証するということを今後検討してもよいのではないか。

#### (4) 報告案件（別表3参照[P12]）

大阪府において、事業を一時休止する案件について以下のとおり報告を受け、承認した。

##### 【河川（改修）住吉川】

本事業については、JR熊取駅前整備に合わせ一部区間の改修が平成11年度に完了したが、残区間の整備を行うには下流の佐野川の改修が必要である。このため、残区間の事業を一時休止し、平成12年度より佐野川の蛇行・狭窄区間の整備を進めており、佐野川の改修が概成した後に住吉川の残区間の事業を再開することとする。

## 4 結び

本委員会は、平成10年度に再評価に着手して以来5年を経過したが、この間、府に対し個別案件のみならず評価システムのあり方について様々な指摘や提案を行うことにより、効率的な事業実施や説明責任の明確化の進展に一定の役割を果たしてきたものと考えている。

しかしながら、現在、制度の発展期であるとも言えるとともに、国・地方を通じた財政制度の改革をはじめ建設事業を取り巻く状況は大きく変容しつつある。このため、本委員会としては、府に対して、いくつかの点を要望しておきたい。

まず、府の財政状況が依然厳しい中、事業の重点化・優先性が大変重要になると考える。前回、意見具申を行った堺南警察署建替事業においても、施設建替と既存ストックの活用方針との関連性が必ずしも十分に見出せなかったため、本委員会としても、今後の建替えの基本的な考え方の検討も含め、真に効果を発揮できるようサービスの質を確保しつつ、さらなる重点化を推進するよう求めたところである。府の財政状況や事業の優先度との関連については、行政としての政策・方針に大きく関わる事項であり、今後各行政分野において、このような取り組みをさらに推進し、行政内部における自己点検、自己評価システムの確立を図られるよう要望しておきたい。

また、委員会運営に関して、特に本年度は、再々評価が加わるとともに部会を設置して審議する案件があり、開催回数が大幅に増加している。今後は、これまでどおり府民意見等の募集など審議の透明性に配慮しつつ、これまでの審議結果などの蓄積を活かし、可能な限り重点審議案件の一層の絞込みを行うとともに、各事業類型の中での優先性の根拠などを事前に明確に整理するなど、より効率的な運営が図れるよう工夫していくべきである。

以上の点を今後の委員会運営に活かされることを要望して今回の意見具申の結びにかえる。



## 建設事業評価委員会の審議対象基準

|          |        | 対象基準  | 評価の視点   |
|----------|--------|---|---|
| 建設事業     | 事前評価   | 府が新たに実施予定の建設事業のうち総事業費が 10 億円以上と見込まれるもの  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・上位計画等の位置付け</li> <li>・優先度</li> <li>・事業を巡る社会経済情勢</li> <li>・事業効果の定量的分析（費用便益分析等）</li> <li>・事業効果の定性的分析</li> <li>・自然環境等への影響と対策</li> <li>・代替案との比較検討 など</li> </ul>  |
|          | 再評価    | 府が実施する建設事業のうち次のいずれかに該当する事業 <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業採択後 5 年間を経過した時点で未着工の事業</li> <li>・事業採択後 10 年間（但し、標準工期が 5 年未満の事業については 5 年間）を経過した時点で継続中の事業</li> <li>・事業の進捗状況や社会経済情勢の急激な変化等により評価の必要が生じた事業</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業の進捗状況</li> <li>・事業を巡る社会経済情勢の変化</li> <li>・事業効果の定量的分析（費用便益分析等）</li> <li>・事業効果の定性的分析</li> <li>・自然環境等への影響と対策 など</li> </ul>                                    |
|          | (再々評価) | 府が実施する事業のうち再評価実施後、一定期間（5 年）が経過している事業  |   |
|          | 事後評価   | 府が実施した建設事業のうち完了後概ね 5 年程度経過した事業のうち代表的事例  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業効果やコスト等について計画時の想定と実績を比較し分析など</li> </ul>   |
| 主要プロジェクト | 事前評価   | 府が実施又は関与する主要な面的開発事業及び鉄軌道整備事業のうち、事業着手前の事業計画策定段階のもの   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・府が関与する理由</li> <li>・事業を巡る社会経済情勢</li> <li>・事業効果の定量的分析（費用便益分析等）</li> <li>・事業効果の定性的分析</li> <li>・採算性</li> <li>・自然環境等への影響と対策</li> <li>・代替案との比較検討 など</li> </ul>    |
|          | 事中評価   | 府が実施又は関与する主要な面的開発事業及び鉄軌道整備事業のうち、現に実施中の事業で、府において見直し案を策定したもの  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・府が関与する理由</li> <li>・事業を巡る社会経済情勢の変化</li> <li>・事業効果の定量的分析（費用便益分析等）</li> <li>・事業効果の定性的分析</li> <li>・採算性</li> <li>・自然環境等への影響と対策</li> <li>・代替案との比較検討 など</li> </ul> |



事前評価審議対象事業（1事業）

| 事業名<br>(所在地)  | 上位計画・<br>優先度  | 事業を巡る<br>社会経済情勢   | 事業効果の定量的分析<br>(費用便益比)  | 自然環境等への影響<br>と対策  |
|---|---|---|--|---|
| 事業概要  | 完成予定年   |   | 事業効果の定性的分析   |   |
| <p>(交流型集落道)<br/>堺南部地区(堺市)</p> <p>[目的]<br/>本事業が位置する堺南部丘陵地域は、大都市圏近郊に隣接し、豊かな里山的自然環境を有しており、この地域には、魅力ある農畜産業関係の拠点施設が点在している。<br/>これら農業関連施設を有効に活用し、堺南部丘陵地域のみならず、河内長野市、和泉市など周辺地域を含めた地域の活性化を図るためには、施設の有機的なネットワーク・ク化による地域間連携、都市住民との交流促進が必要であり、本事業は、そのネットワーク化を図る上で重要な役割を果たす。</p> <p>[内容]<br/>延長：1.4km<br/>幅員：全幅員10.0m<br/>(車道7.0m、歩行者自転車道片側3.0m)</p> <p>[事業費]<br/>約18億円<br/>(費用負担：<br/>国50%、府15%、地元35%)</p> | <p>[上位計画]<br/>大阪府新農林水産業振興ビジョン(H14.3)<br/>大阪府農空間整備基本方針(案)(H14.7)</p> <p>[優先度]<br/>新ビジョンの取組を具体化するために策定した「大阪府農空間整備基本方針(案)」の重点化(優先度)の考え方に基づき、定量的・定性的に総合判断し、今後5年間での実施予定箇所に位置付けている。</p> <p>[完成予定年]<br/>H19年完成目標</p> | <p>[諸状況]<br/>1. 地域の状況<br/>・堺南部丘陵地域は、背後に約15万人規模の泉北ニュータウンをはじめ、近隣には狭山ニュータウンや河内長野市等のベッドタウンを擁している。<br/>・本地域は、豊かな里山的自然環境の中、丘陵地帯に広がる約190haの農地を擁する農業地帯であり、大都市近郊という立地条件と農の持つ多面的機能を活かした交流型農業、観光農業が展開されている。<br/>2. 地域の課題<br/>・本地域は、堺市において、道路をはじめとする生活基盤や公共施設整備等が立ち遅れている状況にある。<br/>・周辺地域を含めた農業関連施設間の連携を促進し、活性化を図る必要がある。<br/>・堺酪農団地は、施設の老朽化、BSE問題等により経営構造の改善が急務となっている。</p> <p>[地元等の協力体制]<br/>・本集落道の整備について、地元農家、地元自治会、土地改良区、酪農団地及び堺市からは早期着手を強く要望されている。<br/>・平成15年度は、堺市、河内長野市、和泉市の三市が連携した農業祭の共同PR活動を、各公共施設関係のみならず、南海電鉄や泉北高速鉄道の主要駅でポスター掲示を行うなど、地域間連携に向けたソフト施策を推進している。</p> | <p>B/C=2.64<br/>便益総額(妥当投資額)<br/>走行経費節減便益<br/>快適性・利便性向上便益<br/>地域間交流促進便益<br/>維持管理費節減便益<br/>B=49.9億円<br/>総費用<br/>C=18.9億円</p> <p>安全で新鮮な農産物の提供<br/>農産物直売所等へのアクセスの改善により、新鮮な農産物の提供を促進。<br/>地域全体の活性化<br/>農業関連施設間のネットワークが強化され、施設間連携や都市住民との交流による地域全体の活性化が図れる。<br/>ゆとりとふれあいの場を府民に提供<br/>農や畜産資源を活用した教育、福祉、健康・レクリエーションなど府民の多様なニーズへの対応。</p> | <p>・本事業区域は里山的な自然環境が多く残された地域であり、環境調査等に基づき、事業区域を行動範囲とする猛禽類(オオタカ)をはじめとする生物や植生に配慮した線形・工法を採用し、事業実施にあたっては、ミチゲーションの考え方により、自然回復に努めていく。</p> <p>・本事業に関する自然環境への配慮については、大阪自然環境保全協会や地元環境団体と協議を重ねてきたところであり、猛禽類については、今後とも引き続きモニタリング調査を行い、専門家の意見を踏まえつつ、事業を進める。</p> <p>・平成15年度は、本事業区域でこれまでに実施された環境調査等を基に、環境アクセスに準じた資料整理を行った。本集落道の建設が地域の生態系に及ぼす影響を評価、予測し、適切な保全措置と必要な事後調査を行い、環境への影響を最小限に低減させる。</p> <p>・また、本地域における里山保全のあり方や集落道事業の環境への配慮について、地元等関係者が、十分協議・意見交換しながら、協働・連携していくための仕組みづくりの第一段階として、農畜産業者、地域住民、環境団体等により『(仮称)堺南部丘陵の地域振興と自然環境を考える会』を平成15年7月に立ち上げ、これまで6回にわたり議論を行ってきたところであり、今後とも、本事業の環境配慮や里山保全のあり方についての議論を継続実施し、地域振興と自然環境が共存する取組みを進める。</p> |

| 代替案との<br>比較検討   | 委員会における主な審議内容   | 評価   |
|---|---|------|
| <p>【比較案】</p> <p>A案 既存道路の拡幅<br/>B案 公園墓地周回道路活用<br/>C案 新設案</p> <p>・A案については、既存道路の拡幅が困難な上に、道路ネットワーク形成の上であまり効果がない。</p> <p>・B案については、墓地周回道路は墓地参拝者(利用者)のための園路であり、一般交通の用に供することはそもそも目的が異なる。</p> <p>以上から、A,B案については見合わせ、C案にて2ルートの検討を行った。</p> <p>(C案)原案<br/>(C案)直線案<br/>(社)大阪自然環境保全協会や地元環境団体等との協議により、自然環境への負荷を最小限に軽減すること、また、堺市「自然ふれあいの森計画」等其他事業との調整により、原案とした。</p> | <p>(本事業の整備目的・必要性について)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>本事業は、生活基盤の整備が立ち遅れている堺南部丘陵地域の利便性・安全性向上、都市農村交流の促進、堺南部丘陵地域における農業施設相互間の連携など農業振興地域の活性化を図るという基本的な目的・効果に加えて、本事業に関連する個々の施設の活性化や渋滞緩和など副次的・派生的な目的・効果が含まれている。本委員会としては、これらを総合的に判断して本事業の必要性を確認した。</li> <li>なお、本事業の周辺区域は府域でも有数の都市近郊型農業地域であり、安全・安心な農産物の提供や農業・農空間の持つ多面的な機能を活かした交流型農業など地域の特色ある農業振興がどのように発展しているのかについて事後的に検証し、本委員会に報告されたい。</li> </ul> <p>(主な農業関連施設の状況(農道整備による副次的効果)について)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ハーベストの丘の入場者数は、リピーターの減少等により、初年度(平成12年度)の97万人から約50万人(平成15年度見込み)と大幅に減少しているが、近郊の類似施設との比較では依然入場者数は多い。また、同施設に併設する入場無料の農産物直売所については、売上高、利用者及び出荷農家数ともに増加している状況にある。</li> <li>堺酪農団地については、酪農団地の活性化に向けた協議会が関係者によって設置され、国庫補助事業の導入等、国とも協議しながら実現化に向けた取組みを行っている状況にある。<br/>堺酪農団地において発生した環境問題については、その生産活動が地域の自然環境や生活環境に大きく関わっていることから、府としては、「堺酪農団地活性化推進協議会」などを通じて地元市とも連携に努め、今後とも適切にその調整に取り組むべきであろう。</li> </ul> <p>(自然環境への配慮について)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>本事業区域でこれまでに実施された環境調査等をもとに、環境アセスメントに準じ、本集落道の建設が地域の生態系に及ぼす影響を評価・予測し、適切な保全措置と必要な事後調査を行い、環境への影響を最小限に低減させる取組みを進めているとの説明を受けた。<br/>また、本地域における里山保全のあり方や本事業の自然環境への配慮について、昨年度の本委員会の意見具申に基づき、地域住民、農畜産業者、環境団体等地元関係者で構成するワークショップを立ち上げ協議を行ってきており、引き続き、地域振興と自然環境が共存する取組みを進めていく予定であることを確認した。</li> <li>なお、自然環境への配慮に関し、モニタリングの調査結果に基づくワークショップの取組みと府の具体策を今後とも本委員会に報告されたい。</li> </ul> | 事業実施 |

下期分

事後評価審議対象事業（1事業）

| 事業名<br>(所在地)  | コスト分析   | 事業を巡る<br>社会経済情勢の変化   | 事業効果の定量的分析<br>(費用便益比)   |
|---|---|--|---|
| 事業概要  |   |  | 事業効果の定性的分析  |
| <p>(府営住宅建替事業)<br/>藤井寺道明寺(藤井寺市)</p> <p>[目的]<br/>昭和30年度に建設された木造住宅の老朽化が著しく、住環境が悪化していることから建替事業を実施する。これにより、居住水準の向上を図り、道路やオープンスペース等を確保し良好な住環境を整備する。</p> <p>[内容]<br/>計画時<br/>敷地面積：3.27ha<br/>戸数：240戸<br/>住戸面積：50～70㎡<br/>構造：RC造3・4・5・6F<br/>建設年度：H1,H4,H6<br/>住戸タイプ：2DK・3DK・4DK<br/>車いす常用者世帯向け</p> <p>実績<br/>敷地面積：3.27ha<br/>戸数：240戸<br/>住戸面積：42～72㎡<br/>構造：RC造3・4・5・6F<br/>建設年度：H1,H4,H5,H8<br/>住戸タイプ：1DK・2DK・3DK・3LDK・4DK<br/>車いす常用者世帯向け</p> | <p>建設コスト(事業費)<br/>計画時：30.5億円<br/>実績：35.8億円<br/>分析：パブルによる物価上昇、消費税率の変更</p> <p>時間コスト(事業期間)<br/>計画時：9年(全3期)<br/>実績：11年(全4期)<br/>分析：第2期事業において、集会所及び住棟の配置計画の見直しにより第2期を2つに分け、全4期事業とした。</p> <p>維持管理コスト<br/>計画時：約0.98億円<br/>実績：約0.75億円</p> | <p>防災性の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>計画時<br/>中層及び高層の耐火構造の住宅に建替えることにより、防災性の向上を図る。</li> <li>実績<br/>全ての住宅を中層及び高層の耐火構造の住宅に建替え、防災性が向上した。</li> <li>分析<br/>所期の目的を達成した。</li> </ul> <p>最低居住水準未満の解消</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>計画時<br/>浴室等の設備の整った入居者の世帯構成に応じた住宅に建替えることで、最低居住水準未満の解消を図る。</li> <li>実績<br/>浴室等の設備の整った入居者の世帯構成に応じた住宅に建替えることで、最低居住水準未満の解消を図った。</li> <li>分析<br/>所期の目的を達成した。</li> </ul> <p>高齢化対応</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>計画時<br/>エイジレスハウス仕様とし、段差解消、浴槽落とし込み、手すり設置など高齢化対策を行う。</li> <li>実績<br/>エイジレスハウス仕様とし、段差解消、浴槽落とし込み、手すり設置など高齢化対策を行った。</li> <li>分析<br/>所期の目的を達成した。</li> </ul> | <p>費用便益算定</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>計画時<br/>費用便益の分析手法が確立されておらず、算出できません。</li> <li>実績<br/>B/C=1.27<br/>便益総額B=51.8億円<br/>総費用C=40.6億円</li> </ul> <p>空家率<br/>平成15年4月1日現在で1年以上の空家の割合は0.41%(1戸/240戸)<br/>国土交通省で試行されている事後評価の手法であり、空家率および定量的分析との総合評価で実施。一年以上の空家率5%未満が基準値。</p> <p>安全・安心</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>住宅の供給<br/>住宅に困窮する府民に、適正な水準の規模・設備を備えた住宅を低廉な家賃で供給する。(計画どおり実施)</li> <li>事故防止<br/>住戸内事故等の防止に配慮し、室内の段差解消などバリアフリー化された住宅での安心した生活の場を提供する。(計画どおり実施)</li> <li>防災<br/>老朽化した従前住宅を耐火構造住宅に建替え、耐震・耐火性を確保する。また、オープンスペースの確保により、地域全体の防災性の向上に寄与する。(計画どおり実施)</li> </ul> <p>活力</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>コミュニティの活性化<br/>集会所や周辺に開放した児童遊園を整備することにより、児童や保護者の交流の場として利用され、周辺地域を含めたコミュニティの活性化につながる。(計画どおり実施)</li> </ul> <p>快適性</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>住環境の形成<br/>児童遊園の整備や団地内緑化・周辺への配慮等により快適で良好な住環境の形成を図る。(計画どおり実施)</li> </ul> |

| 自然環境等への影響と対策   | 委員会における主な審議内容  |
|--|--|
| 今後の同種事業への改善措置など  |  |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・従前建物の建替であり、動植物の生態系への影響は特にない。</li> <li>・緑化の推進（緑被率30%以上確保）</li> </ul>  | <p>(事業成果の検証について)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本事業に関しては、アウトプット指標（ハード面）について計画どおりの整備がなされ、防災性や居住水準の向上、バリアフリー化をはじめとする高齢化対策など概ね所期の目的は達成されているとともに、空家率が国の基準値である5%に対し0.41%と利用度が高く、公営住宅としての事業効果を概ね発揮していることを確認した。</li> <li>・事後評価に際しては、アウトプット指標の点検に止まらず、事業のアウトカム（ソフト面）についての検証も行うべきである。例えば、府営住宅入居者の満足度はどうなのか、併設した諸施設（集会所や児童遊園）が地域コミュニティの育成に十分寄与しているのか、などを総合的に検証すべきである。そのためには、居住者へのアンケートや空家率・募集倍率の推移、事前・事後における費用便益比などを調査検証していくことも必要である。</li> </ul>  |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・計画時に想定した建替え事業の効果は得られており、5年を経過した現在も空家率は低く、事業効果が持続している。</li> <li>・建替事業中の団地では、期別により仕様の異なる計画は困難で、本住宅でも、第3期住棟においてEV設置が可能であったが設置せず、第4期の公募住棟から設置した。</li> <li>・藤井寺道明寺住宅の場合は、高齢者や障害者等の昇降困難者を低層階へ住み替えるなどの措置により居住者の合意を図り、EVを設置することで良質なストックの形成が考えられた。今後は、良質なストックの形成という視点から、従前入居者を対象とした建替事業の途中においても、対応が可能な限り取り組みを実施する。</li> </ul> | <p>また、計画時の建設コストや維持管理コストについても社会経済情勢を踏まえた事後的な検証を行っていくことが必要である。</p> <p>(事後評価システムのあり方について)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・個別案件の審議を通じて、事後評価システムのあり方について以下の意見が出された。事後評価については、今後、事例を積み重ねていく中で、本委員会の意見も踏まえながら、制度充実にに向けた取組を進められるよう要望する。</li> <li>・成果指標については、事後評価であることに着目し、費用便益などの国の策定する指標だけでなく、利用者の満足度や実際の時間短縮効果など個々の事業ごとの特性に応じた実績データを活用していく必要があるのではないかと。</li> <li>・事後評価は、今後の新たな企画・立案に活かせるよう、知恵やノウハウを蓄積していくことが主目的であり、個々の事業の成果だけでなく、問題点や反省点をできるだけ詳細に検証・分析し、評価調書の中に盛り込んでいくことが重要ではないかと。</li> <li>・事後評価は、比較データの蓄積など事業実施者自らが行っていくことに加えて、実際に現地の視察や利用者へのヒアリング・アンケートを行うことにより、より客観的な視点から評価・検証するということを今後検討してもよいのではないかと。</li> <li>・第3期の段階でも設置可能であったエレベーターを居住者間の公平を重視しすぎために設置しなかったとのことであるが、一部でも設置可能なら設置する方向で検討すべきであったのではないかと。</li> </ul> <p>今後は将来の良好なストックの形成という視点から、柔軟に対応していく必要があるのではないかと。</p> |

## 下期分

## 報告対象事業(1事業)

| 事業名<br>(所在地)   | 進捗率<br>(H15.3)  | 事業を巡る<br>社会経済情勢の変化  | 事業休止・中止に対する<br>影響   |
|--|---|---|---|
| 事業概要   | 現段階の<br>整備効果  |   |   |
| (河川)<br>住吉川<br>(泉佐野市・熊取町)  | 事業採択年度 S54<br>事業着手年度 S54<br>完了予定年度<br>21世紀初頭  | (計画時)<br>流域の大半が市街地地域であり、JR阪和線の主要駅である熊取駅があるため、流域開発が著しく河川への流出量が増大している。<br>一方河川は原始河川で極端に蛇行しており、溢水欠損が頻発していた。これに対処する為、熊取駅前土地区画整理事業とあわせて河川法線の修正と河積の拡大を図る。   | (地域への影響)<br>地元住民や地元市町は、継続的整備を望んでいるが、下流佐野川の改修が急がれており、平成12年度から下流佐野川の蛇行・狭窄区間の整備に着手した状況である。こうした状況を踏まえ、上流住吉川の改修事業を一旦休止し、佐野川の改修が概成した後で再開する。 |
| [目的]<br>住吉川については、流域内熊取駅前整備事業等の開発があるため、洪水による被害を防止し豊かな生活環境を築くため河川改修を進める。<br><br>[内容]<br>改修延長<br>L = 約 1.1 km<br>道路橋 4 橋<br>JR橋 1 橋<br>用地取得<br>A = 約 13,000 m <sup>2</sup><br><br>目標流量：100m <sup>3</sup> /s<br>(100年確率 時間雨量 79.3 ミリ)<br><br>[事業費]<br>全体事業費<br>約 22 億円<br>内用地費約 10 億円<br>内工事費約 12 億円<br><br>投資事業費<br>約 14 億円<br>内用地費 約 6 億円<br>内工事費 約 8 億円 | 進捗状況<br>再評価時<br>用地 78%<br>工事 55%<br>整備済延長<br>0.6km<br><br>現時点<br>用地 78%<br>工事 60%<br>整備済延長<br>0.6km<br><br>H11年度に河川すり付け部の工事完了後、進捗していない。 |   |   |
|  | 熊取駅前土地区画整理事業区域及び最下流のショートカット部区間については概成し、当該区間の洪水被害の防止効果は発現されている。  | (現時点)<br>一定の流域開発はなされたが、景気の低迷等により開発速度が鈍っている。<br>熊取駅前土地区画整理事業が完成し、また住吉川下流部の蛇行箇所法線の修正がなされ、平成11年度に一定の整備が完了したことから、住吉川の治水安全度は大きく向上している。<br>上流住吉川の流下能力が大きく向上したことから、下流佐野川の改修が急がれており、平成12年度から下流佐野川の蛇行・狭窄区間の整備に着手した状況である。 |   |

(別添1)

平成16年2月26日

大阪府建設事業評価委員会委員長 岡田 憲夫 様

大阪府建設事業評価委員会  
安威川ダム部会長 増田 昇

### 安威川ダム部会の審議結果について(報告)

このたび、大阪府建設事業評価委員会の再々評価案件である安威川ダム建設事業について、本部会で審議を行ったところ、下記のとおり結果となりましたので報告いたします。

#### 記

#### 1 対応方針について

安威川ダム建設事業については、以下の条件を付して事業継続とすることが妥当である。

#### (条件)

本事業については、利水機能の精査など以下に掲げる基本的な課題が残されていることから、府において課題の再精査を行い、その結果報告を受けた上で、改めて本委員会として審議を行うこととする。したがって、本委員会としての結論が出るまではダム本体工事に着手せず、府としては調査・検討を継続すること。

なお、用地買収、代替宅地の整備や付替道路などの生活再建事業を進めていくことは認める。

## 2 基本的な課題等

### (1) 治水機能について

安威川ダムの治水機能の必要性については、平成10年度の再評価以降、特段の状況変化はない。用地補償費の確定などにより増加した事業費に基づいて改めて代替案との比較を行った上においても、引き続き治水対策としてのダム事業の有効性に関しては再評価時の評価結果が継続していると考えている。

なお、現在、安威川ダムの治水機能を含めた神崎川ブロック全体の治水に関しては、大阪府河川整備委員会で淀川水系神崎川ブロック河川整備計画の策定が進められており、技術的側面は、その委員会において結論が出た段階で、改めて建設事業評価委員会を開いて報告を受け、審議する必要がある。

### (2) 利水機能について

安威川ダムの利水機能については、将来への水需要への対応と複数水源自体の考え方は理解できるものの、長期的には人口推計が減少傾向にあることや余剰工業用水の転用をはじめ淀川流域全体での水需要の見直しの動きといった社会経済情勢の変化の中で、本部会として、現時点においては、利水機能の前提となる水需要面からの必要性を十分確認するには至っていない。

なお、前回の再評価において主要な論点となっていなかったが、危機管理の面からも、複数水源自体の必要性は一応理解できるものの、一日あたり7万トンという規模が、非常時において果たして投資に見合うだけの機能を有効に発揮しうるかについて十分確認するに至っていない。

これらの点を考えると、本部会としては直ちに利水機能を否定するものではないが、改めて一日あたり253万トンの需要見込みが適切かどうかなど、今後の実績データの検討を踏まえ、水需要対策としての必要性や危機管理対策全体の中での位置づけについて検証・精査を行い、再度、利水機能の必要性を判断していく必要があると考える。

( 3 ) 環境対策について

環境対策については、ダム建設によって失われる自然の環境価値の問題に留意する必要があるものの、環境アセスメント以降、必要な環境保全対策が講じられてきたことは確認できた。

ただし、今後、「安威川ダム自然環境保全対策検討委員会」においてマスタープランが策定された段階で、改めて建設事業評価委員会を開いて報告を受け、必要に応じて審議する必要がある。

( 4 ) 全体事業費に基づく事業の妥当性の再精査について

以上の各課題に対して、ある一定の結論が得られた段階で、全体事業費を精査し、事業の妥当性を改めて審議する必要がある。

また、事業費の精査に際しては、一層のコスト縮減に努めていく必要がある。

( 5 ) 次年度以降の再評価について

再々評価の周期（５年）にかかわらず、残された課題について、ある一定の結論を得た段階で建設事業評価委員会に報告するとともに、全ての結論を得た適切な時期に、建設事業評価委員会に報告し審議する必要がある。



再々評価審議対象事業

| 事業名<br>(所在地)  | 進捗率<br>(H15.3)  | 事業を巡る<br>社会経済情勢の変化  | 事業効果の定量的分析<br>(費用便益比)   |
|---|---|---|---|
| 事業概要  | 途中段階の効果   |   | 事業効果の定性的分析  |
| <p><b>安威川ダム建設事業</b><br/>(茨木市)</p> <p>[目的]<br/>・洪水調節：安威川のダム地点で計画高水流量 720m<sup>3</sup>/s のうち 600m<sup>3</sup>/s の洪水調節を行い、神崎川合流点前(相川)で計画高水流量 1,750 m<sup>3</sup>/s を 1,250m<sup>3</sup>/s へ低減する。<br/>・水道用水の供給：府営水道用水として新たに 7 万 m<sup>3</sup>/日を供給<br/>・流水の正常な機能の維持：河川維持用水、農業既得用水の確保</p> <p>[内容]<br/>ダム高：82.5m、<br/>堤頂長：368.5m、<br/>堤体積 315 万 m<sup>3</sup>、<br/>総貯水容量：22,900 千 m<sup>3</sup>、<br/>有効貯水容量：21,300 千 m<sup>3</sup>、<br/>湛水面積：92.0ha<br/>付替府道：5.4km、<br/>付替市道 5.5km、<br/>水没戸数：49 戸、<br/>水没農地：35.8h</p> <p>[事業費]<br/>* 全体事業費<br/>計画 836 億円<br/>(昭和 62 年時点)<br/>投資事業費約 327 億円<br/>(現時点概ね 1 4 0 0 億円)</p> <p>内用地費<br/>計画 280 億円<br/>内用地費約 193 億円<br/>内工事費<br/>計画 556 億円<br/>内工事費約 134 億円</p> <p>( * 現在見直中 )</p> | <p>事業採択年度<br/>計画時 S51<br/>再評価時 S51<br/>再々評価時 S51</p> <p>事業着手年度<br/>計画時 S63<br/>再評価時 S63<br/>再々評価時 S63</p> <p>完成予定年度<br/>計画時 S20<br/>再評価時 S20<br/>再々評価時 S20</p> <p>年代半ば</p> <p>分析<br/>H11.3 月<br/>補償基準<br/>協定書締結</p> <p>進捗状況<br/>再評価時<br/>用地 0.1%<br/>〔 〕面積ベース<br/>〔 4% 〕<br/>工事 1 1%<br/>付替道路工事<br/>〔 〕延長ベース<br/>〔 3% 〕</p> <p>再々評価時<br/>用地 6 9%<br/>〔 〕面積ベース<br/>〔 5 0% 〕<br/>工事 2 4%<br/>付替道路工事<br/>〔 〕延長ベース<br/>〔 3 0% 〕</p> | <p>[洪水発生時の影響]<br/>計画時<br/>想定氾濫面積：3,260ha<br/>想定浸水家屋：約 10 万戸<br/>主要公共施設等被害：<br/>J R 線、私鉄、新幹線基地</p> <p>再評価、再々評価時に変更点特になし</p> <p>[湧水被害時の影響]<br/>不特定用水補給面積：98.1ha<br/>府内給水人口：624 万人<br/>府内計画給水量<br/>：2,650 千 m<sup>3</sup>/日<br/>(内ダム 70 千 m<sup>3</sup>/日)</p> <p>再々評価時の変更点<br/>府内計画給水量<br/>：2,530 千 m<sup>3</sup>/日<br/>(内ダム 70 千 m<sup>3</sup>/日)<br/>(H13.3 第 7 次拡張計画<br/>事業変更)</p> <p>[地元等の協力体制]<br/>安威川想定氾濫区域内の<br/>5 市長(茨木、高槻、摂津、<br/>吹田、大阪)から昭和 60<br/>年に「ダム建設促進要望<br/>書」が知事に提出。</p> <p>現時点での状況<br/>関係 5 地区平成 11 年 3 月<br/>補償基準協定書締結。<br/>以降本格的な用地買収に<br/>着手。<br/>3 箇所の代替地のうち 2 箇<br/>所の代替地を平成 15 年度<br/>当初に分譲を開始。<br/>全地区において付替道路<br/>工事着手済。</p> | <p>計画時点 : 1 5 . 2 5<br/>再評価時 : 1 4 . 5 2<br/>再々評価時 : 8 . 5 6<br/>( 5 . 6 5 )<br/>便益総額<br/>B = 2,659.87 億円</p> <p>総費用<br/>C = 310.72 億円<br/>(471.07 億円)</p> <p>「治水経済調査マニュアル<br/>H12.5」による<br/>* 全体事業費は、8 3 6 億円で<br/>算出( )書きは、全体事業<br/>費 1 4 0 0 億円で算出</p> <p>[安全・安心]<br/>洪水被害の軽減。<br/>水道用水の確保。(将来水需<br/>要に対応、複数水源・危機<br/>管理)<br/>流水の正常な機能の維持。<br/>(河川維持用水・農業既得用<br/>水の確保)</p> <p>[活力]<br/>ダム湖周辺の活用により新<br/>たな地域活動の拠点となる</p> <p>[快適性]<br/>ダム建設に伴い一定面積を<br/>もった水面が出現すること<br/>よって、都市近郊の貴重な水<br/>と緑のオープンスペース<br/>として様々な利用が可能に<br/>なる。</p> <p>[その他]<br/>代替宅地・代替農地・付替道<br/>路等の整備により生活環境<br/>や交通環境(周辺のアクセ<br/>ス)等の改善が図られる。</p> |

| 自然環境等への影響と対策  | 委員会・部会における主な審議・意見等 | 評価              |
|---|--------------------|-----------------|
| <p>前回再評価時の意見具申・府の対応方針の概要</p>  |                    |                 |
| <p>(影響)<br/>ダム建設に伴い、少なからず周辺の自然環境に影響を与える。</p> <p>(対策)<br/>平成8年度環境影響評価の手続き完了後、動植物補足調査を行った結果をもとに、平成12年度安威川ダムオオタカ調査委員会を設立し、平成14年9月に委員会より「安威川ダムオオタカ保全方策について」提言を頂き、それに基づいた保全方策を実施するとともに、今後も必要に応じてモニタリング調査を進めていく。</p> <p>平成14年度に安威川ダム自然環境保全対策検討委員会を設立。専門家の意見を踏まえ、自然環境保全対策の基本方針(マスタープラン)検討中。<br/>今後それを踏まえて実施計画を作成し、事業に反映する。</p> <p><b>[意見具申]</b><br/>「治水」は、安威川流域では昭和42年の水害をはじめこれまで大きな水害が生じていることなどから、抜本的な治水対策の必要性は認められる。また、ダムによる対応が最も効果的と考えられる。</p> <p>「利水」は、将来の水需要予測の根拠について理解と確認ができた。また、府域内で需要増の一部をまかなうための水源確保が必要であり、新たに他の水源を求め得ないことから、安威川ダムをそのための水源として整備することは妥当と考えられる。</p> <p>また環境面は、環境アセスメントが実施されていたこと、さらに今後その結果に基づき必要な環境保全対策が講じられる予定であることを確認した。</p> <p>以上から「事業継続」と判断するが、今後、環境保全対策を有効に実施し、より積極的な情報提供を行うなど事業の透明性の向上を図ることを含めて、府において、最終的な対応をされることを要望する。</p> <p>なお、より長期的な視点から達成をめざすべき政策課題として、水資源の大切さについて府民の理解を深めるとともに、“節水社会”の形成に向けて、府民の協力体制を築いていくことが強く求められるものである。</p> <p><b>[対応方針]事業継続</b><br/>本事業については、厳しい本府の財務状況の下にあっても、都市化の進展した地域の治水対策を急ぐ必要があり、また、本府独自の水源開発を行う必要があることから事業を継続する。</p> <p>なお、専門家の助言を得ながら環境保全対策に積極的に取り組むとともに、事業の進捗段階に応じて府民への情報の提供に努める。</p> | <p>別紙のとおり</p>      | <p>条件付き事業継続</p> |

## 委員会・部会における主な審議・意見等

## 【審議の進め方】

## 質疑

- ・再々評価の審議は、平成 10 年度の再評価の結果を踏まえて、その後の変更のあったことを判断するのか、あるいは、再評価の妥当性の検証まで立ち返るのか。
- ・再評価ではどういった経過を経て意見具申にいたったのか、審議経過を含めて整理してほしい。また、再評価と再々評価時における諸元の変更の有無を整理してほしい。

## 説明

- ・再々評価は、再評価時の判断を踏まえつつ、再評価からの状況の変化について審議いただくことになるものと考える。
- ・平成 10 年度に実施した再評価の審議資料をもとに、再評価実施時の意見具申と意見具申に至る審議経過及び主な論点を説明

## 質疑

- ・安威川ダムについては、建設事業評価委員会以外に河川整備委員会や自然環境保全対策検討委員会等で議論されている。他の委員会との審議の関係はどうなっているのか。

## 説明

- ・治水については河川法の改正（H9）により、府では河川整備計画を策定するための河川整備委員会が設けられており、平成 15 年 6 月からは「淀川水系神崎川ブロック」において河川整備計画策定に向けて審議されている。

大阪府においては、再々評価は再評価実施後 5 年が経過する事業に対して実施することとしているため、建設事業評価委員会で平成 10 年度に再評価を行っており、評価の視点などの整合性が保たれること、安威川ダムを含む「淀川水系神崎川ブロック」の河川整備計画は年度内に計画策定されるかが未定であったことから、関係部局が協議のうえ、建設事業評価委員会で審議を行うこととした。

- ・水資源計画については、国の水資源開発基本計画（フルプラン）のなかに盛り込んでいく予定であり、フルプランについては、平成 14 年 5 月から改訂作業にとりかかっている。
- ・自然環境対策については、平成 14 年 5 月に安威川ダム自然環境保全対策検討委員会が設置されており、今後、総合的な自然環境対策の基本方針等を策定する予定である。

## 審議状況・意見等

- ・治水については河川整備委員会、自然環境対策については安威川ダム自然環境保全対策検討委員会、それぞれ設置され、本部会と並行して審議が行われており、現時点において方針等はとりまとめられていない状況である。
- ・また利水については、国の水資源開発基本計画（フルプラン）において、淀川流域全体の審議が行われており、現時点において方針等はとりまとめられていない状況である。
- ・本部会としては平成 10 年度の再評価以降、状況の変化がないものについては再評価時における評価を前提としつつ、その後の状況変化を中心に審議を行っているが、今回の再々評価の審議はこうした状況の中で行うことになる。

## 【総論】

## (事業目的)

## 説明

- ・安威川ダムは、安威川のダム地点で計画高水流量 720m<sup>3</sup>/s のうち 600m<sup>3</sup>/s の洪水調節を行い、神崎川合流地点で計画高水流量 1,750m<sup>3</sup>/s を 1,250m<sup>3</sup>/s へ低減させる、府営水道用水として新たに 7 万 m<sup>3</sup>/日 を供給する、流水の正常な機能を維持するという多目的のダムである。

## 質疑

- ・事業目的の一つである「流水の正常な機能の維持」について詳細な説明をしてほしい。

## 説明

- ・流水の正常な機能の維持とは、本来河川がもっている機能（舟運、漁業、景観、塩害の防止、河口の閉塞の防止、河川管理施設の保護、地下水位の維持、動植物の保護、流水の清潔の保持、既得用水の安定取水）を正常に維持するために、渇水時においてもダムからの流水補給を行い機能の維持を図ることである。既得用水とは安威川においては下流の灌漑用水である。

## (事業費の見直し)

## 質疑

- ・事業費の増加について、その内容を詳しく説明してほしい。環境調査による増加は一定理解できるが、安威川ダムニュースなどの配布で億単位の増加は理解しにくい。また、用地測量については、当初から予想されていたことであり、見通しがあまかったのではないか。

## 説明

- ・再評価実施時点（H10）の事業費 836 億円は昭和 62 年度に算定した事業費である。
- ・再々評価時点（H15）の総事業費は約 1,400 億円であり、増額の主な要因は補償基準締結による用地費の確定等、物価上昇による工事費の増、消費税導入に伴う工事費の増、測量調査費の増となっている。

**審議状況・意見等**

- ・工事費等、測量・試験費、用地及び補償費の内容について詳細な説明を求め、金額及び増加理由の確認を行った。

**【治水関連】**

(事業進捗状況)

質疑

- ・平成 11 年に補償協定を締結しているが、平成 10 年度の再評価の意見具申と関係はあるのか。

説明

- ・地元との長い協議を経て、平成 7 年にダム建設賛成の立場を示していただいた。その後、水没地の用地調査、買収単価を協議し、平成 11 年に補償協定締結に至っており、再評価の審議と関係はない。

(費用便益の算定)

質疑

- ・費用便益 (B/C) が 5 を超えているが、便益の詳細な内容を説明してほしい。

説明

- ・年費用便益を総費用便益に改める、建設費に維持管理費を加える、残存価値を費用から除くなど、平成 12 年 5 月に国土交通省の基準(治水経済調査マニュアル(案))が変更されている。
- ・便益算定については、同マニュアルにより、年平均被害軽減期待額約 330 億円を評価対象期間(整備期間+50 年)分で算定している。

質疑

- ・毎年洪水被害が発生する前提条件では数値が大きくなる。前提条件に問題はないのか。

説明

- ・総便益は洪水の生起確率を被害軽減額に乘じ、計画対象規模までの被害軽減期待額を累計することにより年平均被害軽減期待額を算定しており、手法については国のマニュアルに従っている。

質疑

- ・浸水区域の設定で破堤地点における同時破堤を採用しているが、国のマニュアルは順次破堤であり、同時破堤のほうが、被害額は小さくなるのではないか。

説明

- ・現段階では同時破堤のケースで便益を算定しているが、国のマニュアルによる破堤(順次破堤)のケースも算定する必要があると考えている。浸水面積は同時破堤の場合は 2,361ha、順次破堤の場合は安威川ダムのパンフレットで公表している洪水氾濫防止区域 3,260ha 程度であり、便益は順次破堤の方が大きくなる見込みである。

質疑

- ・用地費とダム本体の残存価値等を B/C 算定上の総費用から除くのはなぜか。

説明

- ・ダム建設後も資産価値として残るものは総費用の算定からは除外することとなっており、用地と建設後 50 年経過時点の残存価値がその対象である。いずれも国の「治水経済調査マニュアル(案)」で示されているものである。

**審議状況・意見等**

- ・費用便益の算定については、国土交通省の「治水経済調査マニュアル(案)」の考え方をベースに算出していることは確認した。
- ・国のマニュアルによる B/C の算定方法では数値が大きくなる。費用便益の算定については、国の考え方(総便益は洪水の生起確率を被害軽減額に乘じ、計画対象規模までの被害軽減期待額を累計することにより年平均被害軽減期待額を算定し求めている。総費用はダム建設後も資産価値として残るものは算定からは除外する。)まかせではなく、府独自の考え方も示す必要があるのではないか。

(代替案による事業費の比較)

説明

- ・総事業費の見直しに伴う治水手法の事業費比率については、ダムによる洪水調節+ダムより下流の河道改修を 1 とした場合、河道改修(河道拡幅)のみの案が 2(2)、遊水地+遊水地より上流の河道改修が 3(4)、放水路の新設+放水路より上流の河道改修が 2(3)となる。(カッコ内は平成 10 年度の再評価時の数値)

**審議状況・意見等**

- ・用地補償費の確定などにより増加した事業費に基づいて改めて代替案との比較を行った上においても、引き続き治水対策としてのダム事業の有効性に関しては再評価時の評価結果が継続していると考えている。
- ・ダムによって失われる環境価値をコストとして把握することができるならば、代替案との事業費の比較において現在示されている比率が変わる可能性もあるとの意見があった。

(ダムによる洪水調節機能)

説明

- ・ダムによる洪水調節と下流の河道改修(50mm 対策)をあわせることにより、ダムの計画規模を時

間雨量 85.7mm (確率 1/100) の降雨に対応する計画である。

- ・安威川ダム地点で計画高水流量 720m<sup>3</sup>/s のうち 600m<sup>3</sup>/s の洪水調節を行い、神崎川合流点前で計画高水流量 1,750m<sup>3</sup>/s を 1,250m<sup>3</sup>/s へ低減させることとしている。

質疑

- ・府民意見や意見陳述においてダムによる治水効果に疑問を呈する意見が寄せられていることから、洪水被害の形態が外水浸水か内水浸水か、及びダムによる治水効果（外水対策、内水対策）をわかりやすく説明する必要があるのではないか。

説明

- ・水害による被害の発生原因には、溢水や破堤等で堤内地に河川の水が流れ出し浸水する「外水浸水」と、洪水時に本川の水位の上昇や流域内の大雨により堤内地の排水が困難になり浸水する「内水浸水」がある。安威川においては、外水浸水だけでなく、内水排水も安全に河川に受け入れるために上流部でダムにより洪水調節を行う計画としている。
- ・昭和 42 年の北摂豪雨災害のデータをもとにダムの有無による破堤のシミュレーションを行ったところ、安威川下流（野々宮付近）においてダムの洪水調節機能によって破堤防止効果が認められるという検討結果が得られた。

意見

- ・府が行った破堤シミュレーションは、上流域で破堤せず、上流で降った雨がすべて下流に流れ込むという前提条件での検討結果であり、昭和 42 年当時の災害（上流域で破堤している）とは状況が異なるものと考えられる。

#### 審議状況・意見等

- ・安威川ダムの治水機能の必要性については、平成 10 年度の再評価以降、特段の状況変化はない。
- ・なお、現在、安威川ダムの治水機能を含めた神崎川ブロック全体の治水に関しては、大阪府河川整備委員会で淀川水系神崎川ブロック河川整備計画の策定が進められており、技術的側面は、その委員会において結論が出た段階で、改めて建設事業評価委員会を開いて報告を受け、審議する必要がある。

（その他、事業進捗状況の説明）

- ・平成 11 年 3 月には用地取得に関する損失補償基準協定を各地区代表者と締結し、買収に必要な面積 142.8ha のうち平成 14 年度末時点で 71.8ha が完了している。
- ・また、今年度からは順次、代替宅地等への移転を進めていく予定である。
- ・付替道路（府道茨木亀岡線）については全体で 4 車線計画としているが、うち 2 車線についてはダム本体工事着工前である平成 18 年度末に供用開始する予定である。
- ・代替宅地内の土地利用協議に時間を要したことや事業費の配分にあわせ事業を進めたことにより、ダム完成予定を当初計画の平成 20 年度から平成 20 年代半に見直した。

#### 【利水関連】

（取水量と給水量）

質疑

- ・再評価時と再々評価時では、取水量（7.6 万 m<sup>3</sup>/日）が給水量（7 万 m<sup>3</sup>/日）と説明が変わっているがなぜか。

説明

- ・再々評価時には取水量と給水量を併記していたが、わかりやすくするため再々評価では給水量にベースを統一した。

（平成 13 年 3 月の水需要の見直し）

質疑

- ・平成 13 年 3 月の水需要見直しの詳しい内容を最新データも含めて説明してほしい。

説明

- ・水需要の予測は、今まで 5 年・10 年というスパンで見直しを行っている。平成 13 年 3 月には、府内給水区域の拡大（豊能町・能勢町）に伴い、水需要の見直しを行った。生活用水や業務営業水などの使用量と市町村の自己水量などを見直し、府営水道の最大給水量（日量）を 265 万 m<sup>3</sup> から 253 万 m<sup>3</sup> に変更した。

質疑

- ・他の都道府県と比較して大阪府における一日一人当たりの生活用水使用量はどの程度か。

説明

- ・予測値の 1 人 1 日当たりの生活用水使用量の 284 リットルは、水洗化率の向上や一世帯当たりの人口減少などを考慮して設定している。水洗化率や一世帯当たりの人口で予測値に近い状況にある北大阪地域では、水需要予測を行った時点の平成 11 年度の実績で 278.5 リットルとなっており、予測値に近い数値になってきている。
- ・生活用水の算定方法は多種の方法があり、他地域との比較データはないため、全給水量を人口で割った 1 人 1 日当たりの計画最大給水量と平成 13 年度の実績と比較する。大阪府（大阪市を除く）では計画水量が 494 リットルと大規模都市との比較では中位にあるとともに、実績水量が 432 リットルであり、その割合が 87% とほぼ近い値にある。

(将来人口推計)

質疑

- ・再評価時には、府と国（旧厚生省）との間で大阪府の人口推計に乖離があったが、現段階ではどのような状況になっているのか。

説明

- ・大阪府内の将来人口推計（H22）については、国立社会保障・人口問題研究所のH9の推計では831万人であったものが、H14の推計では867万人となっており、府のH9の推計（879万人）に近づいている。

質疑

- ・水需要を予測するにあたっては、将来人口を長いスパンで捉える必要があるのではないか。

説明

- ・府営水道としては、平成22年度を目標とした水需要に対応するため、水資源確保に努めている。必要な時期がくれば、水需要の見直しも実施する。
- ・平成22年度の推計は府内879万人、平成37年度では推計831万人となっている。人口推計の見直しなどがあれば、水需要もそれに合わせて適宜見直していくことになる。

(工業用水道の府水道事業への水利権転用)

質疑

- ・臨海工業用水道等の転用とダムとの関係について詳しく説明してほしい。

説明

- ・平成15年度末に予定されている大阪臨海工業用水道企業団の解散に伴う水利権の転用（12万 $m^3$ /日）を図るとともに、府工業用水道の転用（11万 $m^3$ /日）を図ることにより、今後、淀川水系の水資源確保（丹生ダム・大戸川ダム）を見直していきたい。

質疑

- ・府工業用水道からの転用（11万 $m^3$ /日）を増やすことはできないか。

説明

- ・現在、府工業用水道は日量78万 $m^3$ の水利権を確保しており、そのうち既契約分は57万 $m^3$ で、その差は21万 $m^3$ 。既に引き合いのあるものや臨海部における今後の企業進出などを考慮して、67万 $m^3$ が必要と判断した。その差の11万 $m^3$ について上水道への転用を図っていく。

審議状況・意見等

- ・工業用水道の水利権転用を図ることにより、淀川水系の水資源確保（丹生ダム、大戸川ダム）を見直していくという考え方を、フルプランの中で位置付けていくという課題が残されている。

(安威川ダム7万 $m^3$ の必要性)

質疑

- ・安威川ダムで供給可能な7万 $m^3$ でどの程度の効果があるのか。
- ・危機管理の観点からすれば、地理的に離れている紀の川と安威川では複数水源としての役割は異なるのではないか。

説明

- ・複数水源としての役割は同様だが、紀の川と安威川ではその地理的特性から機能として異なる面もある。

- ・安威川ダム7万 $m^3$ を府内624万人に供給した場合は11リットル/人・日であり、地震等により被害を受けた場合の応急給水量の目標の第2段階の「簡単な炊事・1日1回のトイレ用水の供給規模（3～20リットル）」に相当する。なお、紀の川からの13万 $m^3$ を加えれば、より安心度が増すことになる。

- ・施設能力の市町村との比較では、枚方市127,400 $m^3$ /日、池田市65,500 $m^3$ /日、守口市62,380 $m^3$ /日であり、そのうち淀川を水源としている枚方、守口両市を除けば、安威川ダムが規模として最も大きい。また、260リットル/人・日と想定すれば、26万人規模の生活用水を供給できる規模である。

- ・安威川ダムの利水に係る貯水容量660万 $m^3$ は、府営水道の一日当たりの年間平均給水量（162万 $m^3$ ）の約4日分に相当する。ただし、162万 $m^3$ 給水するためには、水利権の事前調整や浄水施設の対応が必要となる。

質疑

- ・大阪府として危機管理の全体像が必要であり、その中で水道給水体制における複数水源及び安威川ダム7万 $m^3$ の役割について示す必要があるのではないか。

説明

- ・複数水源の必要性については、「大阪21世紀の総合計画」「大阪府水道地震対策基本方策」「大阪府水道事業将来構想（Water Way21）」に位置づけている。

審議状況・意見等

- ・安威川ダムの利水機能については、将来への水需要への対応と複数水源自体の考え方は理解できるものの、長期的には人口推計が減少傾向にあることや余剰工業用水の転用をはじめ淀川流域全体での水需要の見直しの動きといった社会経済情勢の変化の中で、本部会として、現時点においては、利水機能の前提となる水需要面からの必要性を十分確認するには至っていない。

なお、前回の再評価において主要な論点となっていなかったが、危機管理の面からも、複数水源自体の必要性は一応理解できるものの、一日あたり7万トンという規模が、非常時において果た

して投資に見合うだけの機能を有効に発揮しうるかについて十分確認するに至っていない。これらの点を考えると、本部会としては直ちに利水機能を否定するものではないが、改めて一日あたり253万トンの需要見込みが適切かどうかなど、今後の実績データの検討を踏まえ、水需要対策としての必要性や危機管理対策全体の中での位置づけについて検証・精査を行い、再度、利水機能の必要性を判断していく必要があると考える。

(治水機能に限定した場合(仮に利水が撤退した場合)のダム の規模や課題)

質疑

・仮に安威川ダムの機能から利水面を除き、多目的ダムから治水ダムとした場合、ダムの構造や事業費はどうなるのか。

説明

・仮定の話として現在ある資料をもとに概略の検討を行うと、安威川ダムの総貯水容量は2,290万 $m^3$ であり、そのうち堆砂容量は160万 $m^3$ 、水道の利水容量が660万 $m^3$ 、流水の正常な維持のための容量が90万 $m^3$ 、洪水調節容量が1,380万 $m^3$ となっており、このうち水道の利水容量を除くと、総貯水容量は1,630万 $m^3$ となり、試算によると82.5mのダム堤高は概ね8m前後低くなる見込みである。

・水道用水の貯水量660万 $m^3$ が減ることにより、ダム堤高が約8m、水没面積が約19haとなる。本体工事に係る工事費及び用地費が変更となり、事業費は約1,300億円(約100億円)と試算される。

意見

・治水単独ダムとして示された事業費(約1,300億円)は概算によるものであり、住民の生活再建を考慮し計画どおり用地買収を行えば、試算額(約100億円)どおりの事業費の縮減にはならない。

質疑

・利水を撤退する社会的な影響も含めて、ダムを治水機能に限定した場合の諸課題(事業費等)を整理してほしい。

説明

・水没面積が約19ha減少することにより、代替宅地の分譲など地元住民の生活再建計画への影響、付替道路計画(ルート・高さ)への影響、今後の用地買収への影響など課題が考えられる。

・評価委員会では事業見直しを決定した場合には、既に交付された国庫補助金を返還する必要はない。ただし、用地買収は用地国債(用地先行取得に係る国庫債務負担行為)を用いており、償還時に国庫補助がなくなれば償還のための財源手当てに課題が生じる。

・現在の費用負担(治水7割、利水3割)がすべて治水の負担となることから、今後の財源対策が課題

質疑

・ダムを治水機能に限定した場合、国庫補助の金額や補助率は変更(減少)になるのか。また、引き続き国庫補助を確保できる見通しはあるか。

説明

・多目的ダムの場合、治水(国土交通省所管)の補助率は55/100、利水(厚生労働省所管)の補助率は1/3である。

また、治水ダムになった場合でも補助率は55/100のままである。

・多目的ダムから治水ダムへ変更するには国庫補助の事業変更が必要であり、また、引き続き補助を受けるためには国と十分な協議が必要である。

## 【自然環境対策】

質疑

・ダム事業に伴い失われる自然環境にどの程度費用をかければ、どのくらい環境保全が可能なのか。

説明

・平成8年度環境影響評価の手続き完了後、動植物補足調査を行った結果をもとに、平成12年度安威川ダムオオタカ調査委員会を設立し、平成14年9月には「安威川ダムオオタカ保全方策について」の提言があり、それに基づいた保全方策を実施するとともに、今後も必要に応じて、モニタリング調査を進めている。

・これまでに検討した事例としては、貯水池等では箕面川ダムの成果を活かし、現地表土の保存・利用により緑化回復を図る、付替道路ではトンネルや橋梁の効果的配置により斜面の切土及び生息環境の分断による影響を最小限にする、ロック材及びコア材採取地等では現地表土の保存・利用により緑化回復を図る、水質対策では流入負荷量の削減に努めるとともに、曝気・循環設備の設置等適切な対策を講じていく方針である。

・これまでに専門家の助言を得ながら個々に保全対策を実施してきたが、それらの整合性を図り、総合的な自然環境保全対策の基本方針や実施計画を策定するため、平成14年度に「安威川ダム自然環境保全対策検討委員会」を設置し、基本方針(マスタープラン)を作成する予定である。

・ダム建設により環境に与える影響を配慮した費用対効果の算出方法が一般的に確立されていないが、極力影響を少なくするよう取り組んでいく。

質疑

・自然環境対策のマスタープランが策定されていない段階で、今後の環境対策のための事業費をどのように盛り込んでいるのか。

説明

・自然環境対策の事業費は、現在の概算事業費約1,400億円のなかに工事費等として約10億円程度を見込んでいる。

**審議状況・意見等**

- ・自然環境対策については、平成 14 年 5 月「安威川ダム自然環境保全対策検討委員会」が設置され、平成 15 年度末を目途にマスタープラン(案)の策定準備がなされており、今回の再々評価の審議はこうした状況の中で行うことになる。
- ・環境対策については、ダム建設によって失われる自然の環境価値の問題に留意する必要があるものの、環境アセスメント以降、必要な環境保全対策が講じられてきたことは確認できた。ただし、今後、「安威川ダム自然環境保全対策検討委員会」においてマスタープランが策定された段階で、改めて建設事業評価委員会を開いて報告を受け、必要に応じて審議する必要がある。

**【全体事業費に基づく事業の妥当性の再精査について】**

**審議状況・意見等**

- ・以上の各課題(治水機能・利水機能・環境対策)に対して、ある一定の結論が得られた段階で、全体事業費を精査し、事業の妥当性を改めて審議する必要がある。
- ・また、事業費の精査に際しては、一層のコスト縮減に努めていく必要がある。

**【事業の進め方について】**

**審議状況・意見等**

- ・利水機能の精査など基本的な課題が残されていることから、府において課題の再精査を行い、その結果報告を受けた上で、建設事業評価委員会として審議を行うこととする。したがって、本委員会としての結論が出るまではダム本体工事に着手せず、府としては調査・検討を継続すること。なお、用地買収、代替宅地の整備や付替道路などの生活再建事業はそれまでは進めていくことは認める。

**【次年度以降の評価について】**

**審議状況・意見等**

- ・再々評価の周期(5年)にかかわらず、残された課題について、ある一定の結論を得た段階で建設事業評価委員会に報告するとともに、全ての結論を得た適切な時期に、建設事業評価委員会に報告し審議する必要がある。

**【府民意見及び意見陳述】**

- ・広く府民からの意見を募集し、府民による意見陳述等を行い、文書等による府民意見について内容の説明があった。また、府民意見に対する府の見解について説明があった。部会においては、府民による意見陳述や府民意見も十分考慮しながら検討を進めている。



上 期

審 議 日 程

| 年 月 日                    | 審 議 経 過                                    |
|--------------------------|--|
| 平成 15 年 4 月 25 日         | 第 1 回委員会<br>委員長選出<br>事業概要説明（事前評価・再評価・再々評価） |
| 平成 15 年 5 月 14 日<br>15 日 | 現地視察<br>安威川ダム                              |
| 平成 15 年 6 月 2 日          | 第 1 回安威川ダム部会<br>事業審議                       |
| 平成 15 年 6 月 10 日         | 第 2 回委員会<br>個別事業審議                         |
| 平成 15 年 6 月 18 日         | 第 3 回委員会<br>個別事業審議                         |
| 平成 15 年 6 月 23 日         | 第 2 回安威川ダム部会<br>府民による意見陳述、事業審議             |
| 平成 15 年 6 月 30 日         | 第 4 回委員会<br>個別事業審議                         |
| 平成 15 年 7 月 15 日         | 第 1 回専門部会<br>個別事業論点整理                      |
| 平成 15 年 7 月 29 日         | 第 5 回委員会<br>個別事業審議                         |
| 平成 15 年 9 月 8 日          | 第 6 回委員会<br>意見具申とりまとめ                      |

下 期

| 年 月 日                         | 審 議 経 過  |
|-------------------------------|--|
| 平成 15 年 9 月 8 日               | 第 6 回委員会<br>事業概要説明（事前評価・再評価・再々評価）                    |
| 平成 15 年 9 月 18 日              | 第 3 回安威川ダム部会<br>府民意見に対する府の見解、事業審議                    |
| 平成 15 年 10 月 6 日<br>9,10,23 日 | 現地視察<br>府営住宅建替（瓜破西・藤井寺道明寺）<br>職業技術専門学校再編整備、安威川ダム（追加） |
| 平成 15 年 10 月 24 日             | 第 7 回委員会<br>個別案件審議                                   |
| 平成 15 年 10 月 29 日             | 第 4 回安威川ダム部会<br>審議経過の中間とりまとめ                         |
| 平成 15 年 11 月 17 日             | 第 8 回委員会<br>安威川ダム事業審議                                |
| 平成 15 年 11 月 21 日             | 第 9 回委員会<br>個別事業審議                                   |
| 平成 15 年 12 月 2 日              | 第 5 回安威川ダム部会<br>第 8 回委員会における審議内容説明、事業審議              |
| 平成 15 年 12 月 9 日              | 第 2 回専門部会<br>個別事業論点整理                                |
| 平成 15 年 12 月 24 日             | 第 10 回委員会<br>意見具申とりまとめ                               |
| 平成 16 年 1 月 16 日              | 第 6 回安威川ダム部会<br>論点まとめ（案）策定                           |
| 平成 16 年 1 月 30 日              | 第 11 回委員会<br>安威川ダム事業等審議                              |
| 平成 16 年 2 月 17 日              | 第 12 回委員会<br>個別事業審議                                  |
| 平成 16 年 2 月 17 日              | 第 3 回専門部会<br>個別事業論点整理                                |
| 平成 16 年 2 月 26 日              | 第 13 回委員会<br>意見具申とりまとめ                               |

増田委員は、第 11 回、第 12 回、第 13 回における交流型集落道堺南部地区の審議及び第 3 回専門部会における同事業の論点整理には参加しなかった。

## 大阪府建設事業評価委員会 委員名簿

|         |         |               |         |                       |
|---------|---------|---------------|---------|-----------------------|
| いわ<br>岩 | い<br>井  | たま<br>珠       | え<br>恵  | (株)クリエイティブフォーラム 代表取締役 |
| おお<br>大 | の<br>野  | たか<br>隆       | お<br>夫  | 大阪商工会議所専務理事           |
| おか<br>岡 | だ<br>田  | のり<br>憲       | お<br>夫  | 京都大学防災研究所教授           |
| かし<br>柏 | はら<br>原 | し<br>士        | ろう<br>郎 | 大阪大学大学院工学研究科教授        |
| かわ<br>川 | かみ<br>上 | ひろ<br>博       | こ<br>子  | 弁護士                   |
| さ<br>佐  | えき<br>伯 | じゅん<br>順      | こ<br>子  | 同志社大学文学部社会学科教授        |
| にい<br>新 | かわ<br>川 | たつ<br>達       | ろう<br>郎 | 同志社大学大学院総合政策科学研究科教授   |
| ます<br>増 | だ<br>田  | のぼる<br>昇      |         | 大阪府立大学大学院農学生命科学研究科教授  |
| みつ<br>三 | の<br>野  | とある<br>徹      |         | 京都大学大学院農学研究科教授        |
| わた<br>綿 | ぬき<br>貫 | しんいちろう<br>伸一郎 |         | 大阪府立大学経済学部教授          |

(五十音順・敬称略 委員長 委員長代理)

## 専門部会 委員名簿

|    |    |        |    |                      |
|----|----|--------|----|----------------------|
| かし | はら | し      | ろう | 大阪大学大学院工学研究科教授       |
| 柏  | 原  | 士      | 郎  |                      |
| にい | かわ | たつ     | ろう | 同志社大学大学院総合政策科学研究科教授  |
| 新  | 川  | 達      | 郎  |                      |
| ます | だ  | のぼる    |    | 大阪府立大学大学院農学生命科学研究科教授 |
| 増  | 田  | 昇      |    |                      |
| みつ | の  | とある    |    | 京都大学大学院農学研究科教授       |
| 三  | 野  | 徹      |    |                      |
| わた | ぬき | しんいちろう |    | 大阪府立大学経済学部教授         |
| 綿  | 貫  | 伸      | 一郎 | (五十音順・敬称略 部会長)       |

## 安威川ダム部会 委員名簿

|   |    |    |        |    |                        |
|---|----|----|--------|----|------------------------|
|   | いわ | い  | たま     | え  | (株)クリエイティブ・フォーラム 代表取締役 |
|   | 岩  | 井  | 珠      | 恵  |                        |
| * | なか | がわ | はじめ    |    | 京都大学防災研究所教授            |
|   | 中  | 川  | 一      |    |                        |
|   | にい | かわ | たつ     | ろう | 同志社大学大学院総合政策科学研究科教授    |
|   | 新  | 川  | 達      | 郎  |                        |
| * | まき | むら | ひさ     | こ  | 京都女子大学現代社会学部教授         |
|   | 槇  | 村  | 久      | 子  |                        |
|   | ます | だ  | のぼる    |    | 大阪府立大学大学院農学生命科学研究科教授   |
|   | 増  | 田  | 昇      |    |                        |
|   | わた | ぬき | しんいちろう |    | 大阪府立大学経済学部教授           |
|   | 綿  | 貫  | 伸      | 一郎 | (五十音順・敬称略 部会長 *部会専門委員) |

委員会に提出された審議対象事業の評価調書等の資料については、府のホームページ([http://www.pref.osaka.jp/gyokaku/kensetsu-pro\\_15/](http://www.pref.osaka.jp/gyokaku/kensetsu-pro_15/))に掲載し、また、府政情報センター、事務局（行政改革室）に備え付けております。